

平成29年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 平成29年8月18日(金)
午後1時30分から
場所 音更町役場庁舎4階
401・402会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 音更町サッカー場の使用料の制定について **【2～7ページ】**

諮問第 1 号 音更町サッカー場の使用料の制定について

1 制定の理由

音更町サッカー場の新設に当たり、使用料を定めようとするものである。

2 諮問の額

区分	1 面 1 時間当たりの使用料
幼児・小・中学生の団体	1,000 円
その他の団体	2,000 円

備考

- 1 本表に定める使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。
- 2 使用料の額は、本表の 1 面 1 時間当たりの使用料に使用時間数を乗じて算出するものとする。
- 3 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 4 使用時間が 1 時間未満のときは 1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは 1 時間として算出する。
- 5 次の場合は、2 の規定により算出した使用料に当該額の 100 分の 100 に相当する額を加算する。
 - (1) 宣伝、展示、販売等を伴う営利活動のために使用する場合
 - (2) 入場料、会費等を徴収して使用する場合（営利を伴う場合に限る。）

3 使用料の徴収開始

平成 30 年 4 月上旬を予定

(平成 29 年度はプレオープン期間として無料)

参考資料

音更町サッカー場について

1 位置

音更町宝来南1条7丁目2番地
8丁目2番地

2 敷地面積

41,991m²

3 主な施設

- 人工芝サッカー場（105m×68m） 2面
※少年用（50m×68m）は、4面として使用可能
- 管理棟（多目的室、倉庫、簡易水洗トイレ及び軒下を含む。） 199.98m²
- 照明施設 2面6柱16灯
- 防球フェンス（外周は高さ8m、中央部は6m）

4 人工芝等の仕様

- 人工芝面積 20,048m²（2面分）
- ロングパイル人工芝（厚み50mm）
- 充填材（熱可塑性樹脂カラーチップ15mm＋特殊調整珪砂15mm）
- 全面透水型弾性保水マット（アンダーパット）（厚み17mm）
- 開粒度アスファルト（厚さ50mm）

5 整備費

約820,000千円

6 使用者

8人以上の団体とする。

7 使用料の設定について

- (1) 使用料は、1時間当たりの単価で設定する。
- (2) 使用区分は、「幼児・小・中学生の団体」及び「その他の団体」の2区分を設定し、スポーツを通じた青少年健全育成の観点から、利用促進を図るために、「幼児・小・中学生の団体」は「その他の団体」の半額とする。
- なお、町民、特に青少年等の利用に当たっての負担を軽減するため、次のような場合には、使用料を減額又は免除する。
- | | |
|--|----------|
| ア 町又は教育委員会が主催又は共催する場合 | 免除 |
| イ 音更町スポーツ少年団本部に加入している少年団又は中学校の部活動で使用する場合 | 免除 |
| ウ 音更サッカー協会に加盟する幼児の団体が使用する場合 | 免除 |
| エ 町内の幼児・小・中学生のみを対象とした大会の場合 | 免除 |
| オ 町内の高校の部活動で使用する場合 | 10分の5相当額 |
| カ その他教育長が特に認めた場合 | その都度決定 |
- (3) 1時間当たりの使用料については、管内初の公設人工芝サッカー場であるため、北海道内の他施設を参考にしたほか、管内の有料サッカー場（天然芝）や希望が丘野球場を参考にしている。

8 使用期間・時間について

- (1) 期間 4月上旬から11月下旬までの期間内で、毎年教育長が定める。
- (2) 時間 午前7時から午後9時まで

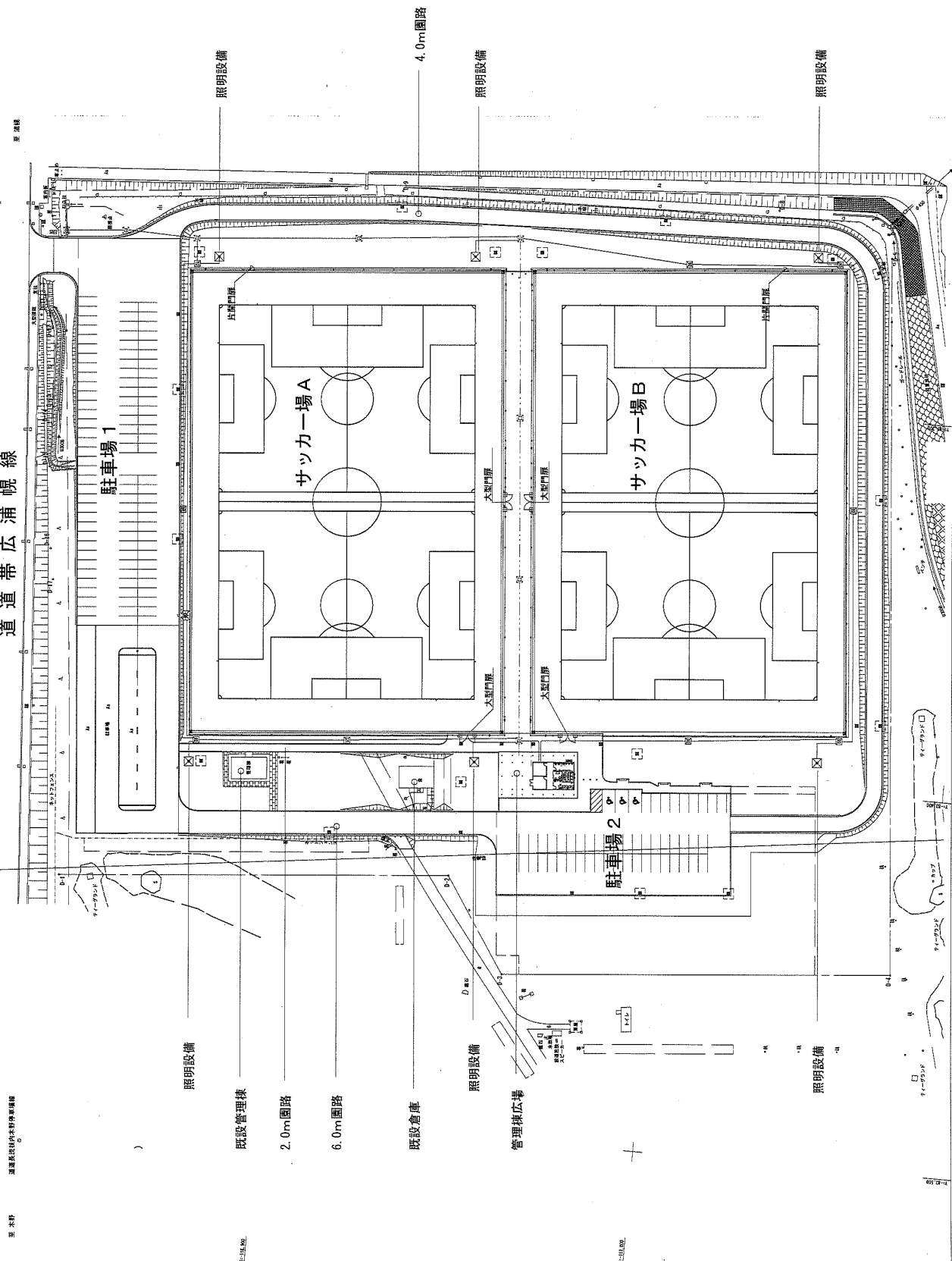
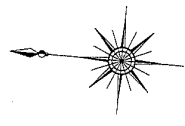
9 使用申請について

生涯学習センターにおいて、使用しようとする日の前月の初日（その日が閉庁日（土・日・祝日）の場合は直後の開庁日）から3日前（その日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに申請書を提出する。

計画平面図

S-1: 500(A)
S-1: 1,000(A3)

道道常広浦幌線



道道常広浦幌線

基本図

【参考】 道内の主なサッカー場使用料（人工芝）

No.	名称	種類	料金		照明料金		減免後の使用料金／（下段：減免割合）						備考				
			平日	休日	全面/時間	半面/時間	市町村教委	小中学校	高等学校	中体連	小中学生の少年団・部活動	体協		一般	加盟団体	サークル等	
1	函館フットボールパーク （函館地区サッカー協会）	人工芝	一般	全面/時間 2,700円	休日 4,000円	全面/時間 2,200円	(10割)	2,700円	2,700円	1,350円	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円	市・市教委（中体連）のみ		
			児童等	半面/時間 2,000円	半面/時間 1,100円												
				全面/時間 1,350円													
				半面/時間 680円													
2	伊達市まなびの里サッカー場 （北海道伊達市）	人工芝	一般	全面/時間 2,000円	休日 3,000円	全面/時間 1,200円	(10割)	平日1,000円 休日1,500円	平日1,000円 休日1,500円	585円	585円	585円	1,170円	1,170円	(5割)	(5割)	1時間当たり換算
			(上限額)	3時間以下 1,000円	半面/時間 600円												
				4時間 9,000円													
				5時間以上 10,000円													
3	旭川東スポーツ公園園球技場 公益財団法人 旭川市公園緑地協会	人工芝	午前	午後 1時間1,250円	照度100ルクス	1,840円	照度200ルクス	585円	585円	585円	585円	585円	1,170円	1,170円	(5割)	(5割)	1時間当たり換算
			9時～正午	1時～5時 4,680円	9時～5時 9,360円												
			3時～5時	9時～5時 4,680円	9時～5時 9,360円												
			早期・夜間	1時間1,250円	照度100ルクス												
4	えんがる球技場 （NPO法人選挙町体育協会）	人工芝	大会等で使用	午前 9時～1時 2,300円	午後 1時～5時 2,300円	全面30分 半面30分	(10割)	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	6,800円	6,800円	大会のみ減免は、大会のみに適用させる。		
			一般	1,100円	1,100円	2,300円										2,300円	
			高校生以下	380円	380円	750円										750円	
			サッカー協会 チーム	1シーズン6,800円	1シーズン6,800円												
5	札幌市東雁来公園サッカー場 （NPO法人北海道スポーツクラブ）	人工芝	一般/時間	2,400円	2,400円	1時間につき 6,000円	(10割)	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	養護学校等のみが減免対象	
			学生/時間	2,400円	2,400円	施設使用料込み											
			全面/時間	1,200円	1,200円	全灯/時間 2,000円											
			半面/時間	600円	600円	1/2灯/時間 1,000円											
6	東川ゆめ公園サッカー場 （東川町）	人工芝	全面/時間	2,000円	2,000円	全面/時間 1,000円	(10割)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	100円	100円	(9割)	(9割)	町民使用の場合は、1/2
			日中全日占用（午前8時～午後5時）	10,000円	10,000円	全面/時間 500円											
			半面/時間	1,000円	1,000円	半面/時間											
7	月浦運動公園多目的グラウンド （NPO法人湧前にぎわいネットワーク）	人工芝	全面/時間	2,000円	2,000円	全面/時間 1,000円	(10割)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	100円	100円	(9割)	(9割)	町民使用の場合は、1/2
			日中全日占用（午前8時～午後5時）	10,000円	10,000円	全面/時間 500円											
			半面/時間	1,000円	1,000円	半面/時間											

【参考】 十勝管内の主なサッカー場使用料 (天然芝)

No.	名称	種類	料金	照明料金	減免後の使用料金 / (下段：減免割合)						備考	
					市町村 教委	学校教育団体		中体連	小中学生 の少年団 ・部活動	一般		
						小中学校	高校			加盟団体		サークル等
1	帯広の森球技場 (帯広市)	天然芝	一般 1面/時間 1,550円	設備なし	(10割)	(10割)	525円 (5割) 市立10割	750円 本部 (10割)	775円 (5割)	1,550円		
			高校生 1面/時間 1,050円									
			小中学生 1面/時間 750円									
			放送設備 200円									
2	芽室町サッカー場 (芽室町)	天然芝	団体使用料	設備なし	(10割)	500円 (5割)	(10割)	1,000円 (10割)	1,000円 (0割)	1,000円		
			全面/時間 1,000円									
			半面/時間 500円									
3	サホロリバーサイド運動広場 (新得町)	天然芝	高校生以上 1面/時間 1,000円	1面/時間 1,500円 1面/時間 750円	(10割)	(10割)	(10割)	(10割)	(0割)	1,000円		
			小中学生 1面/時間 500円									
4	中札内交流の杜 (指定管理者 株式会社ユービッ ク)	天然芝	大会利用時	設備なし	(10割)	(10割)	(10割)	(10割)	(10割)	1,000円	村内高校生以 下無料	
			一般・大学生 1面/時間 1,000円									
5	帯別運動公園サッカー場 (帯別町)	天然芝	町民の使用は無料	設備なし	(10割)	(10割)	(10割)	300円 (町外7割)	500円 (町外5割)	500円	1日の場合を 1時間当たり に換算	
			1日 5時間以上 5,000円									
6	有明公園多目的広場 (清水町)	天然芝	午前 午後 全日	夜間照明料金 無料	(10割)	(10割)	(10割)	(10割)	188円	188円	188円	町外減免な し、1日全面の 場合を1時間 当たり換算
			9時~1時 1時~5時 9時~5時									
7	河川運動公園多目的広場 (本別町)	天然芝	1時間につき 500円	1時間につき 300円	(10割)	(10割)	(10割)	(10割)	250円 (5割)	250円 (5割)	350円 (3割)	サークルは定期 利用団体
			1時間につき 2,550円									
8	ときわサッカー場 (足寄町)	天然芝	1時間につき 2,000円	1時間につき 3,000円	(10割)	(10割)	(10割)	1,000円 (5割)	1,000円 (5割)	1,000円	少年団は参加 料徴収の大会	
			1時間につき 2,000円									
9	健康公園サッカー場 (浦幌町)	天然芝	1時間につき 2,000円	1時間につき 3,000円	(10割)	(10割)	(10割)	1,000円 (5割)	1,000円 (5割)	1,000円		
			1時間につき 2,000円									

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

平成29年8月18日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	河 田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	会長
2	大 西 勉	木野農業協同組合常務理事	会長職務代理
3	太 田 泰 廣	音更町農業協同組合常務理事	
4	山 田 留美子	音更町農業協同組合女性部監事	
5	白 木 幹 子	木野農業協同組合女性部副部長	
6	坂 井 寛 明	音更町商工会事務局長	
7	向 井 眞知子	音更町商工会女性部副部長	
8	畠 山 卓 也	音更町商工会青年部部长	
9	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	細 野 純 宜	前音更町PTA連合会会長	
11	阿 部 光 江	音更町消費者協会副会長	
12	大 野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡 田 哲 男	前音更町文化協会会長	
14	横 幕 正 二	公募	
15	高 津 田鶴子	公募	
任期2年（平成28年7月1日～平成30年6月30日）			